

2007年12月4日制定
2022年 8月4日改定

取締役会規程

株式会社ニトリホールディングス

取締役会規程

(目 的)

第1条 この規程は、当社の取締役会の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(取締役会の構成および権限)

第2条 取締役会は、取締役全員をもって構成し、法令、定款およびこの規程の定めるところに従い、当社の業務執行を決し、取締役の職務の執行を監督する。

(開 催)

第3条 取締役会は、定時取締役会および臨時取締役会とする。

- ② 定時取締役会は、3ヶ月に1回以上、開催する。
- ③ 臨時取締役会は、必要の都度、開催する。
- ④ 取締役会は、電話会議システム、テレビ会議システムまたはWeb会議システムその他の方法により開催することができる。

(招 集)

第4条 取締役会は、取締役会長または取締役社長が招集する。

取締役会長および取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。

- ② 各取締役は、取締役会の決議の目的事項および理由を付した書面を招集権者に提出して、取締役会の招集を請求することができる。

(招集通知)

第5条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役にあてて発するものとする。ただし、緊急を要する場合には、この期間を短縮することができる。

- ② 前項の招集通知は、口頭または書面によるほか、Eメール等の電磁的方法により行うことができる。

(議 長)

第6条 取締役会の議長は、取締役会長または取締役社長がこれにあたる。

- ② 取締役会長および取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役が議長となる。
- ③ 取締役会の決議の目的事項について取締役会長および取締役社長が特別の利害関係を有するときは、当該事項についてのみ、前項の規定を準用する。

(決 議)

第7条 取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、出席した

取締役の過半数をもってこれを行う。

- ② 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項について可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。
- ③ 前2項の決議につき、特別の利害関係を有する取締役は、議決に加わることができない。この場合には、その取締役の議決権は、出席した取締役の議決権の数に算入しない。

(取締役以外の者の出席)

第8条 取締役会が必要と認めたときは、取締役以外の者を取締役会に出席させて、その報告または意見を徴することができる。

(付議事項)

第9条 取締役会に付議すべき事項は、法令および定款で定める事項のほか、別紙「取締役会付議事項」に定めるとおりとする。

- ② 前項の規定にかかわらず、「稟議・決裁権限規程」に定められた決裁事項および議長または社内役員会において取締役会に付議すべきと判断された事項は、取締役会に付議する。
- ③ 前2項の規定にかかわらず、緊急を要する場合で、取締役会の開催が間に合わないときは、法令または定款に違反しない限り、代表取締役が決裁権限を持つものとする。この場合には、代表取締役は、速やかに取締役会に報告し、その承認を受けなければならない。

(報告の省略)

第10条 法令またはこの規程により取締役会に報告すべきとされた事項（職務執行状況報告を除く。）を取締役全員に対して通知したときは、当該事項を取締役会に報告することを要しない。

(職務執行状況報告)

第11条 代表取締役および業務執行取締役は、3ヶ月に1回以上、自己の職務の執行の状況を取締役会に報告しなければならない。

(競業取引および利益相反取引)

第12条 取締役は、会社法第356条第1項各号の取引をするときは、当該取引につき重要な事実を取締役会に報告し、その承認を受けなければならない。

- ② 取締役は、会社法第356条第1項各号の取引をしたときは、当該取引後、遅滞なく、当該取引につき重要な事実を取締役会に報告しなければならない。

(議事録)

第13条 取締役会の議事の経過の要領と結果その他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役が記名捺印または電子署名する。

- ② 第7条第2項の規定により取締役会の決議があったものとみなされた場合には、取締役会の決議があったものとみなされた事項の内容その他法令に定める事項を議事録に記載または記録する。
- ③ 第10条の規定により取締役会に報告することを要しないとされた場合には、取締役会に報告することを要しないとされた事項の内容その他法令に定める事項を議事録に記載または記録する。
- ④ 議事録は、10年間本店に備置かなければならない。

(その他の事項)

第14条 法令、定款またはこの規程に定めのない事項のうち、招集に関する事項は招集権者が、その他の事項は議長の決するところによる。

(規程の改廃)

第15条 この規程の改廃は、取締役会において行う。

附 則

(実施期日)

- 第1条 この規程は、2007年12月4日から改定実施する。
- ② この規程は、2010年8月21日から改定実施する。
 - ③ この規程は、2016年5月13日から改定実施する。
 - ④ この規程は、2017年11月17日から改定実施する。
 - ⑤ この規程は、2022年8月4日から改定実施する。

別紙

取締役会付議事項

1. 中長期経営計画
2. 年度総合予算の決定・修正
3. 事業戦略・事業計画の決定
4. M&A戦略
5. 戦略的議論
6. コーポレート・ガバナンスに関する報告・決議
7. 月次業績報告
8. 職務執行状況報告（業務執行取締役報告）
9. 子会社報告
10. 取締役決議事項の取締役への委任実績報告
11. 大型システムの導入・変更の方向性
12. 出店および退店政策の計画・立案
13. 大型物流施設の新設・再編
14. 利益相反取引および競業取引に関する決議・報告
15. デリバティブ基本方針（戦略）の決定
16. リスクヘッジでのデリバティブ利用
17. 子会社役員に関する人事
18. 関係会社設立、合併および解散・廃止に関する諸手続
19. その他重要な報告
20. その他重要な決議